

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和6年10月25日（金） 8：59～9：13

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：石 破 茂 内閣総理大臣
村 上 誠一郎 国務大臣（総務大臣）
牧 原 秀 樹 国務大臣（法務大臣）
岩 屋 毅 国務大臣（外務大臣）
あ べ 俊 子 国務大臣（文部科学大臣）
福 岡 資 麿 国務大臣（厚生労働大臣）
小 里 泰 弘 国務大臣（農林水産大臣）
武 藤 容 治 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）
浅 尾 慶一郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
中 谷 元 国務大臣（防衛大臣）
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）
平 将 明 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
伊 藤 忠 彦 国務大臣（復興大臣）
坂 井 学 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
三 原じゅん子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
赤 澤 亮 正 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城 内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
伊 東 良 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠 席 者：加 藤 勝 信 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：橘 慶一郎 内閣官房副長官
青 木 一 彦 内閣官房副長官
佐 藤 文 俊 内閣官房副長官
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 4件

○政令 13件

○人事 10件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、青木副長官から御説明申し上げます。

○青木内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害対応関係2件について、御決定をお願いいたします。「同災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置」は、同災害により被害を受けた区域内に事業所を有する中小企業者等に対し、貸付金利軽減の特別措置を講ずるものであり、「同災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定令」は、同災害を激甚災害として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置として、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等を指定するものであります。

次に、「ドイツ国」及び「大韓民国」駐日特命全権大使の接受について、御決定をお願いいたします。本件は、28日、信任状捧呈の予定であります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「アラブ首長国連邦」、「英国」及び「マレーシア国」駐劄特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、恩赦1件について、御決定をお願いいたします。復権を行うものであります。

次に、政令12件について、御決定をお願いいたします。まず、「令和6年8月26日から9月3日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定令」は、同災害を激甚災害として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置として農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を指定するものであります。

次に、「公益法人法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を令和7年4月1日とするものであり、「同法施行令の一部改正令」は、同改正法の施行に伴い、理事の構成の特例の基準について定める等、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「金融商品取引法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年11月1日とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係整備等政令」は、インターネットを用いてファンド形態で出資を募り、企業等に貸し付ける仕組みに係る金融商品取引業者の登録事項の範囲を定める等、関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等振替法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年11月1日とするものであり、「社債、株式等振替法施行令の一部改正令」は、同改正法の施行に伴い、特別法人出資を振替機関において取り扱う旨の発行者の同意に係る細則を定める等、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令の一部改正令」は、同法の対象となる法律を追加するものであります。

次に、「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正令」は、生活を維持するのに必要な資金の貸付けの要件である所得基準の緩和を行う等の措置を講ずるものであります。

次に、「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額等を定める政令の一部改正令」は、最近の為替相場等の事情を勘案して、当該手当の額の改定等を行うものであります。

次に、「広域的地域活性化法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年11月1日とするものであります。

次に、「国土調査法施行令の一部改正令」は、官報等による国土調査の指定及び実施の公示の方法について、電磁的記録によることを可能とするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、あべ文部科学大臣が、G20教育大臣会合出席等のため、29日から11月2日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、ミャンマー国駐箚大使丸山市郎外6名を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部参事官石井良実に、国際労働機関理事會日本政府代表代理を命ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、外務省人事といたしまして、ガーナ国駐箚大使義本博司に、兼ねてシエラレオネ国駐箚を命ずることを承認することについて、御決定をお願いいたします。

次に、佐藤俊輔外974名の叙位、叙勲又は紺綬褒章授与等について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外の人事案件について、申し上げます。令和6年秋の叙勲3,987名、外国人叙勲87名、褒章812名、令和6年度文化勲章7名について、それぞれ御決定を、令和6年度文化功労者20名について、御了解をお願いいたします。なお、叙勲候補者のうち、発令日までの間に死亡した者につきましては、死亡日の日付で勲章を授与等することとし、褒章候補者については遺族追賞等の手続きをとることとしております。また、勲章又は褒章を授与等することがふさわしくない事由が生じた候補者につきましては、その発令を留保することとしております。報道関係の取扱いにつきましては、叙勲及び外国人叙勲は、11月3日午前5時から、褒章は11月2日午前5時から、文化勲章及び文化功労者は、本日午前11時30分から、それぞれ報道解禁となっておりますので、名簿の取扱いにつきましては、特に御留意いただきますようお願いいたします。これらのことに関連いたしまして、後程、内閣官房長官から御発言があります。

○林国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、私から、令和6年秋の叙勲、外国人叙勲、褒章及び令和6年度文化勲章について、申し上げます。令和6年秋の叙勲、外国人叙勲、褒章及び令和6年度文化勲章の候補者については、厳正な審査を経てお手元に配付の資料のとおりとなりました。これらの候補者につきましては、閣議で御決定いただいた後、天皇陛下の御裁可を仰いだ上で、来る11月3日に発令する運びとなっております。

次に、赤澤大臣。

○赤澤国務大臣：月例経済報告の聴取等を行うことを目的として、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」を毎月開催いたしておりますが、別紙のとおり構成員を変更いたしますので、御了解をお願いいたします。

○林国務大臣：次に、外務大臣。

○岩屋国務大臣：レバノンにおける人道状況の悪化を受け、生活必需品、一時的避難施設などの分野で支援を行うため、1,000万ドルの緊急無償資金協力を行うこととしました。

○林国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○石破内閣総理大臣：あべ大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中、三原大臣を臨時代理とすることといたします。

○林国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

なお、海外出張された三原大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件

〔 令和 6 年 10 月 25 日 〕 (金)

◎ 一 般 案 件

資 料
あ り

○ 令和 6 年 9 月 2 0 日 から 同 月 2 3 日 までの間の豪雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について
(決 定)

(財 務 省 ・ 内 閣 府 本 府 ・ 厚 生 労 働 ・ 経 済 産 業 省)

資 料
な し

☆ ドイツ国特命全権大使ペトラ・ベッティナー・ジグムント外 1 名の接受について (決 定) (外 務 省)

〃 ☆ アラブ首長国連邦駐劄特命全権大使岡庭 健外 2 名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使磯俣秋男外 2 名の解任状につき認証を仰ぐことについて (決 定) (同 上)

〃 ☆ 恩赦について (決 定) (内 閣 官 房)

◎ 政 令

資 料
あ り

○ 令和 6 年 8 月 2 6 日 から 9 月 3 日 までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
(決 定)

〔 内 閣 府 本 府 ・ 総 務 ・ 財 務 ・ 農 林 水 産 ・ 国 土 交 通 省 〕

〃 ○ 令和 6 年 9 月 2 0 日 から 同 月 2 3 日 までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 (決 定)

〔 内 閣 府 本 府 ・ 総 務 ・ 財 務 ・ 文 部 科 学 ・ 厚 生 労 働 ・ 農 林 水 産 ・ 経 済 産 業 ・ 国 土 交 通 省 〕

〃 ○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (決 定) (内 閣 府 本 府)

〃 ○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (決 定) (同 上)

資料あり

- 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（金融庁・国土交通省）
- 〃 ○ 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（金融庁）
- 〃 ○ 社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令の一部を改正する政令（決定）（消費者庁）
- 〃 ○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（決定）（こども家庭庁）
- 〃 ○ 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（決定）（外務省）
- 〃 ○ 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（国土交通省）
- 〃 ○ 国土調査法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）

◎ 人 事

資料なし

資料あり

- ☆ 文部科学大臣あべ俊子の海外出張について（了解）
- 特命全権大使丸山市郎外6名を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ☆ 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部参事官石井良実が国際労働機関理事会日本政府代表代理を命ずることについて（決定）

資料
あり

○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）

〃 ☆大阪大学名誉教授佐藤俊輔外 974名の叙位、叙勲又は紺綬褒章授与等について（決定）

〔○署名あり ☆署名なし〕

件 名 外 案 件

〔 令 和 6 年
10 月 25 日 〕 (金)

◎ 人 事

- 資 料
あ り
- 令 和 6 年 秋 の 叙 勲 に つ い て (決 定)
 - 〃 ○ 令 和 6 年 秋 の 外 国 人 叙 勲 に つ い て (決 定)
 - 〃 ○ 令 和 6 年 秋 の 褒 章 に つ い て (決 定)
 - 〃 ○ 令 和 6 年 度 文 化 勲 章 の 授 与 に つ い て (決 定)
 - 〃 ○ 令 和 6 年 度 文 化 功 労 者 の 決 定 に つ い て (了 解)

[○ 署 名 あり ☆ 署 名 な し]